

# 農業用ハウス長寿命化対策緊急支援事業実施要領

## 第1 目的

農業用ハウスの建設資材の価格高騰に対応するため、既存のハウスの長寿命化の取組を支援し、施設整備等に係る農家経営の負担軽減と生産基盤の維持を図る。

## 第2 支援対象施設

耐用年数が過ぎた農業用ハウスで作物栽培に供するもの。  
ただし、移設を行う場合は耐用年数以内も対象とする。

## 第3 事業内容及び採択要件

別表1のとおりとする。

## 第4 事業実施主体

市町村、農業者、営農集団。

ただし、農業者及び営農集団の構成員は、地域計画の目標地区に位置付けられた農業を担う者、または、事業実施年度内に位置付けられることが確実であると見込まれる者とする。

## 第5 事業の採択

事業の採択は、別表2の配分基準で審査を行い、予算の範囲内においてポイントの高い順に決定する。

## 第6 事業の実施

- 1 事業実施主体は、第5の採択後、事業実施計画書（別記様式第2-1号）を事業実施計画承認申請書（別記様式第1号）に添えて、市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、提出された実施計画書及び事業実施計画承認申請書を、所轄する地域振興局・支庁農林水産部長（以下「地域振興局農林水産部長」という。）を経由して知事に提出するものとする。  
なお、事業実施主体が市町村の場合は、上記様式に加えて事業実施計画総括書（別記様式第2-2号）を提出することとする。
- 3 知事は、事業実施主体から提出された事業実施計画が事業の目的に合致するとともに、事業計画の達成が見込まれる場合は、別記様式第3号により承認を行い、事業実施主体に通知する。

## 第7 指導体制

この事業の実施にあたっては、市町村、農業協同組合、県等の関係機関・団体が密接な連携のもとに、適切な助言・指導を行うものとする。

## 第8 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画について重要な変更を行う場合には、第6に準じて事業実施計画の変更を行うものとする。

事業実施計画の重要な変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 実施箇所（地区）の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減

## 第9 助成

県は、予算の範囲内において、助成するものとする。

## 第10 事業実績書の報告

- 1 事業実施主体は、当該事業年度の2月1日までに事業を完了させ、事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の2月末のいずれか早い期日までに、実績報告（別記様式第4号）及び事業実施実績書（別記様式第2-1号）を市町村長に提出する。
- 2 市町村長は、提出された実績報告及び事業実施実績書を、所轄する地域振興局農林水産部長を経由して知事に提出するものとする。  
なお、事業実施主体が市町村の場合は、上記様式に加え、事業実施実績総括書（別記様式第2-2号）を提出することとする。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

この実施要領は、令和8年4月21日から施行する。

別表1 (第3関係 (事業内容及び採択要件) )

事業内容	補助対象	補助率	採択要件
<p>1 骨組みとなるパイプ等の修繕・補強・移設</p> <p>2 1の事業を行った上で最低限必要な温度制御機能を果たす資機材等の導入</p>	<p>(1) 修繕 骨材・部材・消耗品 (スプリング、パッカー) 等の資材費、施工費等</p> <p>(2) 補強 補強に係る資材 (水平梁、母屋パイプ、天井ブレース等)、施工費等</p> <p>(3) 移設 解体撤去費、運搬費、部材・消耗品 (スプリング、パッカー) 等の資材費、建込費等</p> <p>※1 上記1の(3)については、移設を行う場合は、耐用年数以内も対象とする。</p> <p>外張被覆資材、内張被覆資材、骨格部材と一体的となっている自動谷換気装置・自動サイド巻き上げ装置・換気扇等の導入に要する経費</p> <p>※2 上記の2については、事業費は、全体事業費の50%未満とすること</p>	<p>1/3以内</p> <p>事業費が 1,500千円 (税抜) 以上の取組</p> <p>補助上限額は、1,700 千円/10a かつ、農業者又は営農集団ごとに、3,400 千円とする。</p>	<p>1 国庫交付金等の補助事業の対象となる要望については、原則として採択しない。</p> <p>2 対象ハウスの長寿命化に資する取組であり、事業実施後、8年以上継続して施設を利用すること。</p> <p>3 自力施工の場合の施工費は対象外とする。</p> <p>4 園芸施設共済又は民間保険へ原則加入すること。</p>

別表2（第5関係（配分基準））

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
1 使用用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作物生産に供するものであるか。</li> </ul> ※生産用と育苗用は面積が大きい方で加算	生産用	2
		育苗用	1
2 事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の中に認定新規就農者又は認定農業者がいるか。</li> </ul>	認定新規就農者	2×該当者数/ 構成員数
		認定農業者	1×該当者数/ 構成員数
		いない	0
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農に従事している後継者がいるか。</li> </ul>	—	1×該当者数/ 構成員数
3 重点品目等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村園芸産地活性化プランに位置付けられた重点品目又はかごしまブランド団体の認定を受けているか。</li> </ul>	受けている	2×該当者数/ 構成員数
		受けていない	1×該当者数/ 構成員数
4 ハウス集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウス集約に向けた取組であるか。</li> </ul>	取組である	2×該当者数/ 構成員数
		取組ではない	0
5 収入保険の加入推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の構成員が収入保険に加入している、又は確実に加入する見込みである。</li> </ul>	加入している（又は確実に加入する見込み）	2
		一部加入している	1
		加入していない	0

※端数は四捨五入

※上記配分基準の事業実施主体とは、農業者又は営農集団とする。